

令和3年9月30日

保護者の皆様

京都市立塔南高等学校
校長 小野恭裕

「緊急事態宣言」の解除を踏まえた教育活動等について（お知らせとお願い）

平素から、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたび、京都府全域への緊急事態措置が本日（令和3年9月30日〔木〕）をもって解除されることを踏まえ、10月1日（金）以降の教育活動等につきまして、下記のとおりといたします。〈時差登校（及び短縮45分授業）は本日をもって終了して通常の時程に戻すとともに、部活動も再開し、制限を段階的に緩和してまいります。〉

学校といたしましては、お子様に示しております「自衛のための4カ条」の遵守を継続して呼び掛けるとともに、基本的な感染防止対策や生徒・教職員の健康観察の徹底を図りながら、感染拡大防止と教育活動との両立に取り組んでまいります。ご家庭におかれましても、お子様をはじめ、ご家族の体調・健康管理の徹底、保健衛生意識の向上と実践に引き続き取り組んでいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

記

1 明日（10月1日〔金〕）以降、通常の授業時間帯に戻します。

【通常の校時表】 ※8時25分までに登校をお願いします。

予 鈴 8:25	3 限 10:50～11:40	6 限 14:20～15:10
本 鈴 8:30	4 限 11:50～12:40	7 限 15:20～16:10
SHR 8:35～8:45	昼休み 12:40～13:15	掃 除 16:15～16:25
1 限 8:50～9:40	予 鈴 13:15	
2 限 9:50～10:40	5 限 13:20～14:10	

※10月4日（月）から8日（金）まで2学期中間考査を実施いたします。こちらも通常の定期考査の時間帯で行います。時間割は、別途、教室に掲示しております。

2 明日（10月1日〔金〕）以降、部活動の規制を段階的に緩和します。

引き続き、感染予防対策を徹底しながら、次のとおり、段階的に規制を緩和し、活動を再開いたします。

なお、実施に当たっては、休止期間中の体力・技能の低下を十分考慮し、体を慣らす期間を設けるなど、事故防止や安全確保について特に留意します。

（1）活動の段階的緩和基準

ア 10月1日（金）から10月8日（金）まで

- ①活動場所は原則校内に限定します。
- ②参加者は自校の生徒・教職員（部活動指導員、外部コーチ含む）に限定します。
- ③活動時間は、2時間以内とします。
- ④組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動、発声や楽器演奏の際の向き合っての活動を実施する必要がある場合は、十分な感染対策を講じ、各競技団体等が示すガイドライン等を踏まえながら、徐々に取り組むものとします。
- ⑤大会・発表会等については、公式な大会・発表会等（※）のみ参加を認めます。

※高体連、競技団体、文化関係連盟等が主催する大会等

参加する場合は、主催者との連携のもと、感染対策を徹底し、保護者の同意を得たうえで、最小限の参加人数とします。

イ 10月9日（土）から10月22日（金）まで

- ①府内での活動を認めます。
- ②府内の学校との交流を認めます。
- ③活動時間は、部活動ガイドラインの規定する通常の時間とします。

※部活動ガイドラインで規定する活動時間等

平日3時間以内、休日4時間以内。週1日以上休養日を設けること。

- ④府内に限り宿泊を認めます。

ウ 10月23日（土）以降

上記③の取扱いに加え、次の通りとします。

- ①府外での活動を認めます。

※活動先の地域の感染状況、施設の感染対策及び各自治体の対応方針に留意します。

- ②府外の学校との交流を認めます。

- ③府外での宿泊を認めます。

※宿泊先の地域の感染状況、施設の感染対策及び各自治体の対応方針に留意します。

- ④大会・発表会等の参加については、公式な大会・発表会等に限定しません。

（2）主な留意事項

- ①生徒の部活動への参加については、保護者の理解・同意を得た上、無理に参加させること等がないよう留意します。また、「部活動への参加が当たり前」という雰囲気にならないように、生徒自らが部活動参加の有無について申し出がしやすくなるよう、適切な声掛けや雰囲気づくりに努めます。
- ②活動場所や更衣室等の密集を避けるため、部活ごとの利用時間を調整するなど工夫することとし、体育館や更衣室、教室等の屋内においては、密閉空間とならないよう、こまめな換気を行います。
- ③特に次のような点にも注意します。
 - ・活動前後や活動中に大きな声での会話や応援等をさせません。
 - ・ドリンクは回し飲みを避け、タオルは共用しないなど使用方法に十分注意します。
 - ・休憩時間も含め、人となるべく距離を空けさせます。

3 基本的な感染防止対策等について

- (1) マスク着用（※熱中症等にも留意すること）や手洗い、「3つの密を避ける」等、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、生徒・教職員が登校・出勤する際の健康観察を継続して行います。（「健康観察票」の継続的な記入をよろしくお願いいたします。）お子様ご本人に少しでも発熱等の風邪症状や体調不良が見られる場合には、必ず登校を控えてください。また、同居のご家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校を控えてください。
- (2) お子様ご本人や同居のご家族が濃厚接触者となった場合はもとより、「感染の疑い」や「体調不良」で医療機関を受診し、検査を受けようとする場合には、その段階で速やかに学校（電話 681-0701）にご連絡ください。
- (3) ご家庭におかれましても、次のような感染防止の取組の徹底をお願いいたします。
 - ・日中を含めた不要不急の外出自粛等、ご家庭における移動に伴うリスク軽減の取組励行
 - ・基本的感染防止対策や黙食等の飲食時の感染防止対策の徹底等
 - ・家庭内での健康観察や室内換気等の徹底、マスク着用や手洗い、食器・タオル等の共用を避ける等
 - ・身体的距離の確保の励行

- ・友人等とのホームパーティーなど、ご家族や普段一緒にいる人以外との会食の自粛

4 具体的な教育活動について

(1) 感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動について

必要性を十分に精査し、「3つの密」の回避の徹底等の感染症対策（生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っての発声」について、可能なものは避ける、一定の距離を保つ、同じ方向を向く、回数や時間を限定する等の対応）を十分に講じたうえで、実施いたします。

なお、体育等の授業においては、熱中症対策を行いつつ、必要な時にはマスクを着用するなど、感染拡大リスクをできる限り低減する工夫をしてまいります。

(2) 校外活動について

感染症対策を十分に講じたうえで、実施いたします。ただし、実施にあたっては、感染症対策を講じてもなお感染リスクが高いと判断する活動等は、適宜見直しか中止を検討いたします。また、すべての校外活動について、その必要性を十分に検討したうえで、実施の適否を判断してまいります。

(3) 研修旅行（その他泊を伴う活動も含む。）について

一層の感染症対策を講じたうえで、実施してまいります。なお、実施に向けては、旅行業者等と十分に協議し、特に、宿泊先地域の感染状況を踏まえた実施可否の検討や受け入れ先との調整、保護者の皆様への事前説明、感染拡大防止に向けた生徒への事前指導等を十分に行います。

(4) 市内外から講師等を招いて実施する活動や地域・関係団体と連携した校内での活動等について

感染症対策を十分に講じたうえで、実施いたします。なお、その必要性を十分に検討したうえで、実施の適否を判断するとともに、講師等の居住地等が感染拡大地域（まん延防止等重点措置適用の地域を含む都道府県等）に該当する場合、実施時期の変更等を検討してまいります。

(5) 体育大会、発表会等について

学年別に時間差で開催したり、保護者等のご参観をご遠慮いただいたりするなど、できる限りの感染症対策を講じたうえで、実施いたします。

なお、感染拡大のリスクを低減させるため、行事本番では、生徒が多人数で密集・密接したりする活動は控え、種目の精選、時間短縮など、感染症対策を徹底いたします。

(6) 懇談会や講演会等について

感染症対策を十分に講じたうえで、実施いたします。（4）（5）も含め、校内に講師や保護者等を迎える場合は、感染症対策の徹底に加え、生徒や保護者等ができる限り分散させたり、オンラインを活用したりするなど工夫してまいります。

(7) 家庭訪問について

実施する際は、保護者等と事前相談のうえ、マスクを着用する、距離を確保する、できる限り短時間とする、家の中には上がらない等の対応を講じてまいります。

5 通学等での感染リスク低減について

(1) 利用する交通手段を問わず、引き続き、通学時のマスク着用や人混みを避けるなどの基本的感染予防策の徹底をお願いいたします。

(2) 下校後は速やかに帰宅し、不要不急の外出や、下校時の飲食、感染リスクの高い校外での活動を控えるようご指導ください。

6 偏見や差別は許されないことの啓発、心のケアについて

(1) 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であり、感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷は絶対に行わないよう指導をするとともに、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることのないよう

に、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう指導を行います。また、ワクチン接種を受けるまたは受けないことへの偏見や差別は許されないこと等も、啓発に努めます。

(2) いじめ等への対応や心のケアが必要な場合は、関係機関等とも連携し、速やかに指導や支援を行うこととします。

(3) 京都市では下記の子どもに関する電話相談窓口を設置し、本校でもすべてのご家庭にステッカーをお配りしております。お気軽にご相談ください。

○こども相談24時間ホットライン

電話番号：# **7333**（ダイヤル回線、IP電話の場合には、351-7834におかけください。）

京都市内の高校生までの子ども及び保護者対象の電話相談窓口。

24時間365日対応。

7 新型コロナウイルス感染症にかかる出欠の取扱いについて

(1) 以下に該当した場合は、「出席停止」や「出席停止・忌引き等」となります。

- ・生徒本人が感染した場合や濃厚接触者に特定された場合
- ・生徒本人やその同居するご家族について、発熱等の風邪症状があり自宅で休養する場合や、PCR検査を受検したため結果判明まで登校を自粛される場合
- ・生徒本人が日常的な医療的ケアを必要とする基礎疾患等のある場合
- ・ご家庭の意向等により欠席する場合については、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると判断される場合

《合理的な理由と考えられる例》

- ①学校関係者に陽性者が出て、他の生徒や教職員等が濃厚接触者に特定された場合
- ②同居するご家族等に濃厚接触者に特定された方や、保健所等から自宅待機の指示を受けた方が生じた場合
- ③日常的に通う学習塾、スポーツクラブ等に陽性者や濃厚接触者に特定された方が生じた場合
- ④遊びや食事等で一定時間を過ごした友人や親戚等に陽性者や濃厚接触者に特定された方が生じた場合

(2) ワクチン接種についても、「出席停止・忌引き等」となります。

- ・医療機関等において新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を受ける場合
- ・発熱等、ワクチン接種後の副反応と思われる体調不良により欠席する場合
- ・発熱等の風邪症状以外がみられた場合には、生徒や保護者から状況を聴取し、判断いたします。

8 地域諸団体等の学校施設利用等について

(1) 下記①～④のPTAや地域諸団体等による学校施設の利用等については、通常通り（21時まで）いたします。ご利用にあたっては、引き続き、十分な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

- ① 京都市立学校体育施設開放事業・京都市立高等学校体育施設開放事業
- ② 学校ふれあいサロン事業・学校コミュニティプラザ事業
- ③ 学校施設を使用した会議（PTA・学校運営協議会・地域生徒指導連絡協議会等）
- ④ PTA・学校運営協議会・地域生徒指導連絡協議会等が主催する活動

(2) 地域諸団体等が主催する運動会等、多数の参加者が想定されるイベントでの使用については、主催者の準備に要する時間等にも適切に配慮しながら、京都府知事からの要請内容等を踏まえた実施内容となるような工夫など、主催団体と十分に協議して対応いたします。

9 上記1～5及び8の各項目の措置期間について

教育活動における感染拡大防止の徹底については、継続的な取組となります。とりわけ、上記1～5及び8に記載した教育活動等に関する留意事項等については、令和3年10月1日（金）以降を対象といたします。なお、今後の感染状況等により、対応を変更する場合は改めてご連絡いたします。